

半期報告書

(第9期中) 自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

株式会社東京スター銀行

東京都港区赤坂一丁目6番16号

(E03619)

目次

表紙

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	4
3. 関係会社の状況	4
4. 従業員の状況	4
第2 事業の状況	5
1. 業績等の概要	5
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 対処すべき課題	23
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	23
6. 研究開発活動	23
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	23
第3 設備の状況	28
1. 主要な設備の状況	28
2. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
(1) 株式の総数等	29
(2) 新株予約権等の状況	29
(3) ライツプランの内容	31
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	31
(5) 大株主の状況	32
(6) 議決権の状況	33
2. 株価の推移	33
3. 役員の状況	34
第5 経理の状況	35
1. 中間連結財務諸表等	36
(1) 中間連結財務諸表	36
(2) その他	71
2. 中間財務諸表等	72
(1) 中間財務諸表	72
(2) その他	87
第6 提出会社の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	88

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月16日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,420	37,337	32,439	77,096	74,334
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	13,767	5,214	△44	18,046	10,134
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	17,400	△770	96	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	13,842	345
連結純資産額	百万円	113,543	103,452	100,865	110,328	102,079
連結総資産額	百万円	1,715,531	1,845,420	2,024,923	1,857,176	1,781,939
1株当たり純資産額	円	162,204.67	147,788.68	144,093.72	157,612.10	145,827.82
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	24,857.47	△1,101.37	138.20	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	19,775.41	493.60
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	6.62	5.61	4.98	5.94	5.72
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.54	9.29	8.91	9.75	9.02
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△29,095	70,892	181,386	△64,898	91,213
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	30,366	△64,403	△186,369	68,033	△74,337
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△3,472	△5,742	△929	△3,479	△13,226
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	56,416	59,019	56,009	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	58,272	61,921
従業員数 〔外、平均臨時従業 員数〕	人	1,169 [163]	1,233 [164]	1,283 [162]	1,175 [169]	1,242 [167]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成19年度中間連結会計期間から平成19年度において及び平成20年度から平成21年度中間連結会計期間においては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、また、平成20年度中間連結会計期間については中間純損失であるため、それぞれ記載しておりません。
4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	41,996	37,012	32,175	76,260	73,734
経常利益 (△は経常損失)	百万円	13,637	3,283	△2,473	18,027	7,834
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	17,304	△2,009	△2,054	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	13,528	△1,110
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	700	700	700	700	700
純資産額	百万円	111,813	100,263	95,309	108,378	98,674
総資産額	百万円	1,717,599	1,847,610	1,998,411	1,859,730	1,755,607
預金残高	百万円	1,507,421	1,643,871	1,811,173	1,661,009	1,570,181
貸出金残高	百万円	1,191,064	1,274,970	1,300,691	1,256,373	1,232,431
有価証券残高	百万円	308,525	320,027	510,511	261,486	328,529
1株当たり配当額	円	—	8,200.00	6,120.00	—	14,700.00
自己資本比率	%	6.51	5.43	4.76	5.83	5.62
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.38	9.00	8.59	9.55	8.91
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,111 [154]	1,177 [154]	1,231 [150]	1,118 [159]	1,186 [156]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

	当行	その他	合計
従業員数（人）	1,231 [150]	52 [12]	1,283 [162]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 163人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,231 [150]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 151人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 労働組合の状況
労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における国内経済情勢を顧みますと、海外経済の持ち直しや政府の景気対策効果等により、輸出や生産が増加し、個人消費も回復の兆しが見えますが、企業収益の低迷や雇用情勢の悪化など依然として厳しい経済環境が続いております。

金融面におきましては、金融緩和政策の継続等により短期市場金利は緩やかに低下しました。一方、長期市場金利は、財政状態悪化懸念から一旦は上昇しましたが、期の後半は低下傾向となりました。

(経営方針)

東京スター銀行グループ（以下、「当行グループ」という）は、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、ESPの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育（Education）の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決

(Solution)を提供し、さらに密接なパートナーシップ（Partnership）を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営方針として掲げております。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間末における総資産は、前中間連結会計期間末と比べ1,795億3百万円増加し、2兆249億23百万円となりました。このうち貸出金については、前中間連結会計期間末と比べ263億55百万円増加し1兆3,122億50百万円となりました。また、有価証券は1,907億68百万円増加し5,058億53百万円となりました。

負債は、前中間連結会計期間末と比べ1,820億90百万円増加し、1兆9,240億58百万円となりました。このうち預金は、前中間連結会計期間末と比べ1,668億14百万円増加して1兆8,051億62百万円となりました。

損益につきましては、資金運用収益は、有価証券利息配当金が前中間連結会計期間と比べ12億67百万円減少したこと、およびコールローン利息が前中間連結会計期間と比べ8億41百万円減少したことを主な要因として、前中間連結会計期間と比べ23億69百万円減少し、242億31百万円となりました。また、役務取引等収益において、投資信託や個人年金保険の販売関係手数料が減少したことや、前中間連結会計期間には還付加算金18億25百万円が計上されていたこと等から、経常収益は前中間連結会計期間と比べ48億98百万円減少して、324億39百万円となりました。

一方、預金利息の減少により、資金調達費用は前中間連結会計期間と比べ4億90百万円減少して63億12百万円となりました。その他業務費用は、当中間連結会計期間に国債等債券償却を30億97百万円計上いたしましたので、前中間連結会計期間と比べ30億52百万円増加して31億75百万円となりました。

営業経費は、人件費の減少により、前中間連結会計期間と比べ6億47百万円減少して149億21百万円となりました。

その他の経常費用は、貸倒引当金繰入額が前中間連結会計期間と比べ17億67百万円減少したことにより、前中間連結会計期間と比べ14億50百万円減少して53億56百万円となりました。このため、経常費用は前中間連結会計期間と比べ3億61百万円増加の324億83百万円となりました。

上記要因により、経常利益は前中間連結会計期間と比べ52億58百万円減少して44百万円の経常損失となりました。

また、前中間連結会計期間には、有価証券の評価損67億19百万円が特別損失に計上されていたことから、特別損失が前中間連結会計期間と比べ66億71百万円減少し54百万円となりました。税金等調整前中間純利益は、前中間連結会計期間と比べ13億15百万円増加して1億1百万円となり、中間純利益も前中間連結会計期間と比べ8億66百万円増加の96百万円となりました。

当行グループは、銀行業以外に一部金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

なお、自己資本比率（国内基準）は、連結ベースで8.91%、銀行単体ベースで8.59%となっております。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末と比べ30億10百万円減少し560億9百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の取入れの増加等により前中間連結会計期間と比べ1,104億94百万円収入が増加し、1,813億86百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得による支出の増加等により、前中間連結会計期間と比べ1,219億66百万円支出が増加し、1,863億69百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣

後特約付社債の発行による収入の増加および配当金の支払額の減少により、前中間連結会計期間と比べ支出が48億13百万円減少し、9億29百万円の支出となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収益は、有価証券利息配当金及びコールローン利息を中心に前年同期比23億69百万円減少し242億31百万円となりました。資金調達費用は、預金利息を中心に前年同期比4億77百万円減少し63億12百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前年同期比18億93百万円減少し179億18百万円となりました。役務取引等収益は、投資信託、個人年金保険の販売手数料が減少したことなどから前年同期比13億17百万円減少し57億52百万円となりました。役務取引等費用は、前年同期比1億5百万円減少し27億16百万円となりました。この結果、役務取引等収支は前年同期比12億11百万円減少して30億36百万円となりました。その他業務収益は、前年同期比2億86百万円増加し9億14百万円となりました。その他業務費用は、当中間連結会計期間に国債等債券償却を計上したことなどから前年同期比30億52百万円増加し31億75百万円となりました。この結果、その他業務収支は、前年同期比27億66百万円減少し△22億61百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は167億30百万円、役務取引等収支は32億75百万円、その他業務収支は4億6百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は11億77百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は△26億46百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,022	1,788	—	19,811
	当中間連結会計期間	16,730	1,177	△11	17,918
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	23,860	2,905	0	(164) 26,600
	当中間連結会計期間	22,265	2,034	18	(49) 24,231
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	5,837	1,116	0	(164) 6,789
	当中間連結会計期間	5,534	857	29	(49) 6,312
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,561	6	319	4,248
	当中間連結会計期間	3,275	0	239	3,036
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,899	14	3,843	7,069
	当中間連結会計期間	9,408	5	3,661	5,752
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	6,337	8	3,524	2,821
	当中間連結会計期間	6,133	5	3,422	2,716
その他業務収支	前中間連結会計期間	599	△93	—	505
	当中間連結会計期間	406	△2,646	20	△2,261
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	600	27	—	628
	当中間連結会計期間	501	433	20	914
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1	121	—	123
	当中間連結会計期間	95	3,080	—	3,175

- (注) 1. 国内業務部門は、当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息（前中間連結会計期間 12百万円、当中間連結会計期間 0百万円）を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

資金運用勘定平残は、コールローンを中心に前年同期比34億11百万円減少し1兆7,760億48百万円となりました。また、資金運用勘定利息は、有価証券利息配当金およびコールローン利息等の減少に伴い、前年同期比23億69百万円減少し242億31百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは2.72%となりました。なお、部門別の資金運用勘定利回りは、国内業務部門が2.62%、国際業務部門が3.66%であります。資金調達勘定平残は、預金の増加により前年同期比173億77百万円増加し1兆7,159億96百万円となりました。また、資金調達勘定利息は、預金利息を中心に前年同期比4億77百万円減少し63億12百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.73%となりました。なお、部門別の資金調達勘定利回りは、国内業務部門が0.67%、国際業務部門が1.55%であります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(47,458) 1,703,420	(164) 23,860	2.79
	当中間連結会計期間	(15,215) 1,694,104	(49) 22,265	2.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,224,719	19,386	3.15
	当中間連結会計期間	1,222,326	19,286	3.14
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	0	0	1.61
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	217,732	2,979	2.72
	当中間連結会計期間	345,139	2,065	1.19
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	166,092	506	0.60
	当中間連結会計期間	73,989	42	0.11
うち預け金	前中間連結会計期間	7,913	9	0.25
	当中間連結会計期間	6,053	0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,615,726	5,837	0.72
	当中間連結会計期間	1,628,007	5,534	0.67
うち預金	前中間連結会計期間	1,586,184	5,546	0.69
	当中間連結会計期間	1,594,077	5,183	0.64
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	525	2	0.77
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間連結会計期間	76	0	0.48
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,059	18	3.42

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は、当行の円建取引（対非居住者取引は除く）及び連結子会社であります。

3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間 3,561百万円、当中間連結会計期間 36百万円）及び利息（前中間連結会計期間12百万円、当中間連結会計期間 0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	135,798	2,905	4.26
	当中間連結会計期間	110,589	2,034	3.66
うち貸出金	前中間連結会計期間	49,659	1,177	4.73
	当中間連結会計期間	56,738	994	3.49
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	72,437	1,332	3.66
	当中間連結会計期間	50,458	979	3.87
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	13,155	389	5.91
	当中間連結会計期間	2,961	13	0.89
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(47,458) 135,636	(164) 1,116	1.64
	当中間連結会計期間	(15,215) 110,212	(49) 857	1.55
うち預金	前中間連結会計期間	65,172	764	2.33
	当中間連結会計期間	74,989	688	1.82
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 国際業務部門は、当行の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,791,760	12,301	1,779,459	26,601	0	26,600	2.98
	当中間連結会計期間	1,789,477	13,428	1,776,048	24,250	18	24,231	2.72
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,274,378	2,022	1,272,356	20,564	—	20,564	3.22
	当中間連結会計期間	1,279,065	2,488	1,276,576	20,281	18	20,262	3.16
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	0	—	0	0	—	0	1.61
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	290,169	4,993	285,176	4,311	—	4,311	3.01
	当中間連結会計期間	395,598	4,993	390,604	3,044	—	3,044	1.55
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	179,248	—	179,248	896	—	896	0.99
	当中間連結会計期間	76,950	—	76,950	55	—	55	0.14
うち預け金	前中間連結会計期間	7,913	5,285	2,627	9	0	9	0.70
	当中間連結会計期間	6,053	5,946	107	0	0	0	0.06
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,703,904	5,285	1,698,619	6,790	0	6,789	0.79
	当中間連結会計期間	1,723,004	7,008	1,715,996	6,342	29	6,312	0.73
うち預金	前中間連結会計期間	1,651,356	5,285	1,646,071	6,310	0	6,309	0.76
	当中間連結会計期間	1,669,067	5,948	1,663,118	5,871	0	5,871	0.70
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	525	—	525	2	—	2	0.77
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	前中間連結会計期間	76	—	76	0	—	0	0.48
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,059	1,059	—	18	18	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間3,561百万円、当中間連結会計期間36百万円）及び利息（前中間連結会計期間12百万円、当中間連結会計期間0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務、投資・資本及び取引高の消去額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託や個人年金保険の販売関係手数料が減少したこと等により証券関連業務、保険業務中心に前年同期比13億17百万円減少し合計で57億52百万円となりました。役務取引等費用は、前年同期比1億5百万円減少し合計で27億16百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,899	14	3,843	7,069
	当中間連結会計期間	9,408	5	3,661	5,752
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,245	—	322	2,922
	当中間連結会計期間	2,793	—	243	2,549
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,234	12	0	2,246
	当中間連結会計期間	1,912	5	0	1,917
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,046	—	—	1,046
	当中間連結会計期間	645	—	—	645
うち代理業務	前中間連結会計期間	94	—	—	94
	当中間連結会計期間	78	—	—	78
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,582	—	3,519	62
	当中間連結会計期間	3,477	—	3,417	60
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち保険業務	前中間連結会計期間	694	—	—	694
	当中間連結会計期間	499	—	—	499
役務取引等費用	前中間連結会計期間	6,337	8	3,524	2,821
	当中間連結会計期間	6,133	5	3,422	2,716
うち為替業務	前中間連結会計期間	107	1	0	109
	当中間連結会計期間	104	0	0	105

(注) 1. 国内業務部門とは、当行の円建取引及び連結子会社であります。

2. 国際業務部門は、当行の外貨建取引であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,578,495	65,375	5,522	1,638,348
	当中間連結会計期間	1,733,218	77,954	6,010	1,805,162
うち流動性預金	前中間連結会計期間	504,485	—	5,522	498,963
	当中間連結会計期間	567,059	—	6,010	561,048
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,066,495	—	—	1,066,495
	当中間連結会計期間	1,159,310	—	—	1,159,310
うちその他	前中間連結会計期間	7,514	65,375	—	72,890
	当中間連結会計期間	6,848	77,954	—	84,803
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,200	—	—	2,200
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,580,695	65,375	5,522	1,640,548
	当中間連結会計期間	1,733,218	77,954	6,010	1,805,162

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社であります。

2. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めておりません。

3. 流動性預金は当座預金、普通預金、貯蓄預金及び通知預金の合計であります。定期性預金は、定期預金と定期積金の合計であります。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内	1,285,895	100.00
製造業	25,047	1.95
農業	117	0.01
林業	40	0.00
漁業	183	0.01
鉱業	—	—
建設業	11,230	0.87
電気・ガス・熱供給・水道業	2,481	0.19
情報通信業	1,688	0.13
運輸業	10,678	0.83
卸売・小売業	30,026	2.34
金融・保険業	49,395	3.84
不動産業	317,023	24.65
サービス業	188,184	14.63
地方公共団体	504	0.04
その他	649,297	50.49
海外	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,285,895	——

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内	1,312,250	100.00
製造業	20,802	1.58
農業、林業	141	0.01
漁業	179	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	7,236	0.55
電気・ガス・熱供給・水道業	1,830	0.13
情報通信業	1,285	0.09
運輸業、郵便業	8,981	0.68
卸売業、小売業	26,491	2.01
金融業、保険業	23,911	1.82
不動産業、物品賃貸業	306,336	23.34
その他サービス業	171,142	13.04
地方公共団体	204	0.01
その他	743,710	56.67
海外	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	1,312,250	——

(注) 1. 国内とは、当行及び連結子会社であります。

2. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

② 外国政府等向け債権残高（国別）
該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	150,289	—	—	150,289
	当中間連結会計期間	363,915	—	—	363,915
地方債	前中間連結会計期間	602	—	—	602
	当中間連結会計期間	609	—	—	609
社債	前中間連結会計期間	90,554	—	—	90,554
	当中間連結会計期間	82,437	—	—	82,437
株式	前中間連結会計期間	5,570	—	4,993	576
	当中間連結会計期間	5,861	—	4,993	867
その他の証券	前中間連結会計期間	15,451	57,612	—	73,063
	当中間連結会計期間	13,897	44,126	—	58,023
合計	前中間連結会計期間	262,466	57,612	4,993	315,085
	当中間連結会計期間	466,720	44,126	4,993	505,853

(注) 1. 国内業務部門とは、当行の円建取引及び連結子会社であります。国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。

2. その他の証券には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 相殺消去額は、当行が保有する連結子会社の株式であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	20,738	15,092	△5,646
経費 (除く臨時処理分)	15,064	14,783	△281
人件費	5,962	5,529	△433
物件費	8,536	8,667	131
税金	565	586	21
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,674	308	△5,366
のれん償却額	—	—	—
一般貸倒引当金繰入額	114	△1,018	△1,132
業務純益	5,559	1,327	△4,232
うち債券関係損益	23	△3,078	△3,101
臨時損益	△2,276	△3,800	△1,524
株式関係損益	△162	△0	162
不良債権処理損失	4,844	5,309	465
貸出金償却	0	136	136
個別貸倒引当金繰入額	4,843	5,172	329
その他の債権売却損等	0	—	△0
その他臨時損益	2,730	1,508	△1,222
経常利益	3,283	△2,473	△5,756
特別損益	△6,608	△53	6,555
うち固定資産処分損益	△4	△33	△29
うち償却債権取立益	117	0	△117
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—
税引前中間純利益	△3,324	△2,527	797
法人税、住民税及び事業税	△71	66	137
法人税等調整額	△1,243	△539	704
法人税等合計	△1,314	△472	842
中間純利益	△2,009	△2,054	△45

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 (+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損 (-国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.78	2.62	△0.16
（イ）貸出金利回	3.14	3.14	—
（ロ）有価証券利回	2.73	1.19	△1.54
(2) 資金調達原価 ②	2.45	2.41	△0.04
（イ）預金等利回	0.69	0.64	△0.05
（ロ）外部負債利回	0.48	—	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.33	0.21	△0.12

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	10.84	0.63	△10.21
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	10.84	0.63	△10.21
業務純益ベース	10.62	2.72	△7.90
中間純利益ベース	△3.84	△4.22	△0.38

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（未残）	1,643,871	1,811,173	167,302
預金（平残）	1,651,356	1,669,067	17,711
貸出金（未残）	1,274,970	1,300,691	25,721
貸出金（平残）	1,262,037	1,264,788	2,751

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,429,338	1,625,609	196,271
法人	214,533	185,563	△28,970
合計	1,643,871	1,811,173	167,302

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	543,426	622,901	79,475
住宅ローン残高	453,860	511,245	57,385
その他ローン残高	89,566	111,656	22,090

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,128,702	1,160,126	31,424
総貸出金残高	② 百万円	1,274,970	1,300,691	25,721
中小企業等貸出金比率	①/② %	88.52	89.19	0.67
中小企業等貸出先件数	③ 件	82,241	86,636	4,395
総貸出先件数	④ 件	82,381	86,746	4,365
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.83	99.87	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	144	1,786	131	1,569
計	144	1,786	131	1,569

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,000	19,000
	利益剰余金	67,878	60,257
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	6,300
	その他有価証券の評価差損（△）	3,866	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	14	7
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	103,997	93,950
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	11,607	11,658
	負債性資本調達手段等	15,500	15,900
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	15,500	15,900
	計	27,107	27,558
	うち自己資本への算入額 (B)	24,009	23,986

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,408	2,538
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	126,597	115,398
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,210,027	1,138,137
	オフ・バランス取引等項目	47,107	53,035
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,257,135	1,191,172
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	104,306	102,713
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,344	8,217
	計 (E) + (F) (H)	1,361,442	1,293,885
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.29	8.91
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.63	7.26

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成21年9月30日の自己資本比率は、告示の特例(平成20年金融庁告示79号)に従い算出してあります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,000	19,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	その他利益剰余金	62,690	52,700
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	6,300
	その他有価証券の評価差損（△）	3,867	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	100,822	88,400
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	6,611	6,370
	負債性資本調達手段等	15,500	15,900
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	15,500	15,900
計	22,111	22,270	
うち自己資本への算入額 (B)	22,111	22,270	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4)(C)	1,408	2,538
自己資本額	(A) + (B) - (C)(D)	121,525	108,133
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,209,106	1,136,289
	オフ・バランス取引等項目	47,259	32,983
	信用リスク・アセットの額(E)	1,256,365	1,169,272
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	92,782	88,710
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)	7,422	7,096
	計(E)+(F)(H)	1,349,147	1,257,983
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.00	8.59
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.47	7.02

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成21年9月30日の自己資本比率は、告示の特例(平成20年金融庁告示79号)に従い算出してあります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	280	316
危険債権	131	273
要管理債権	110	65
正常債権	12,273	12,400

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

1 当行及び連結子会社の業績

当中間連結会計期間の当行の連結の業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	増減
連結粗利益	24,551	18,693	△5,858
資金利益	19,798	17,918	△1,880
役員取引等利益	4,248	3,036	△1,211
その他業務利益	505	△2,261	△2,766
営業経費	15,568	14,921	△647
一般貸倒引当金繰入額	△717	△966	△249
臨時損益	△4,486	△4,782	△296
うち株式等関係損益	△165	△4	161
うち不良債権処理額	7,157	6,167	△990
経常利益	5,214	△44	△5,258
特別損益	△6,429	145	6,574
うち固定資産処分損益	△4	△33	△29
うち償却債権取立益	296	199	△97
税金等調整前中間純利益	△1,214	101	1,315
法人税等合計	△443	4	447
法人税、住民税及び事業税	504	420	△84
法人税等調整額	△948	△415	533
中間純利益	△770	96	866

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役員取引等収益 - 役員取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

2 経営成績の分析

(1) 資金運用収支

前中間連結会計期間比の資金運用収益については、譲受債権に係る取得差額金の減少によって貸出金利息が302百万円減少し、また有価証券利息配当金も、利回りの低下等により1,267百万円減少したため、資金運用収益は2,369百万円減少しました。一方、預金利息が減少したことにより、資金調達費用は、490百万円減少しました。この結果、資金利益は1,880百万円の減少となりました。

(2) 役務取引等収支

前中間連結会計期間比の役務取引等利益については、金融商品（投資信託、個人年金保険など）の販売に係る収入が減少したことなどから、1,211百万円の減少となりました。

(3) その他業務収支

前中間連結会計期間比のその他業務利益については、国債等債券償却を3,097百万円を計上したことを主因として、2,766百万円の減少となりました。

(4) 営業経費

前中間連結会計期間比の営業経費は、人件費の減少により、647百万円の減少となりました。

(5) 不良債権処理額

不良債権処理額については、期中に大口の不良債権が発生したものの、前中間連結会計期間比で990百万円の減少となりました。

(6) 中間純利益

上記のように、その他業務利益が大きく減少したことから、前中間連結会計期間比で経常利益は5,258百万円減少いたしました。特別利益は、前中間連結会計期間比97百万円減少して199百万円となりました。特別損失は、有価証券の評価損失を、その他業務費用に計上したことなどから、6,671百万円減少して54百万円となりました。その結果、特別損失は、前中間連結会計期間比で6,574百万円増加し、税金等調整前中間純利益は1,315百万円増加して101百万円となりました。法人税等合計が447百万円増加したことなどから、中間純利益は前中間連結会計期間比で866百万円増加の96百万円となりました。

3 財政状態の分析

(1) 貸出金

消費者向け融資は、住宅ローンが前中間連結会計期間末比で573億円増加するなど、堅調に増加いたしました。一方、事業者向け融資につきましては、従前に引き続き、収益性を重視しつつ積極的に取り組んでまいりましたが、厳しい経済環境が続くなかで、事業性の融資残高は減少いたしました。この結果、貸出金の当中間連結会計期間末残高は1兆3,122億円で、前中間連結会計期間末比263億円の増加となりました。

(2) 有価証券

預金の増加に伴い、効率性及び機動性等を考慮して、国債での運用を大きく増加させたことから、当中間連結会計期間末残高は5,058億円となり、前中間連結会計期間末比1,907億円の増加となりました。

(3) 預金

預金残高は、当中間連結会計期間末残高で1兆8,051億円となり、前中間連結会計期間末比1,668億円の増加となりました。このうち個人預金については、前中間連結会計期間末比1,963億円増加して1兆6,256億円となり、総預金に占める割合は90.0%となりました。

個人・法人別預金残高

		前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	増減
個人	(億円)	14,293	16,256	1,963
法人	(億円)	2,090	1,795	△295
合計	(億円)	16,383	18,051	1,668

(4) 不良債権の状況

① リスク管理債権の状況

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。

リスク管理債権及び保全状況の推移は以下の通りであります。

なお、下段のかっこ書きは、部分直接償却を行った場合の額であります。

連結

		前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	増減
破綻先債権額	(百万円)	22,512 (16,269)	20,563 (10,913)	△1,949 (△5,356)
延滞債権額	(百万円)	25,572 (18,462)	48,257 (36,536)	22,685 (18,074)
3ヵ月以上延滞債権額	(百万円)	839 (839)	4,975 (4,975)	4,136 (4,136)
貸出条件緩和債権額	(百万円)	10,185 (10,185)	1,560 (1,560)	△8,625 (△8,625)
合計 (A)	(百万円)	59,109 (45,757)	75,357 (53,985)	16,248 (8,228)
貸出金残高 (未残)	(百万円)	1,285,895 (1,272,543)	1,312,250 (1,290,878)	26,355 (18,335)
貸出金残高比	(%)	4.59 (3.59)	5.74 (4.18)	1.15 (0.59)
保全額 (B)	(百万円)	46,791 (33,439)	64,506 (43,134)	17,715 (9,695)
保全率 (B/A×100)	(%)	79.16 (73.07)	85.60 (79.89)	6.44 (6.82)

単体

		前中間会計期間末	当中間会計期間末	増減
破綻先債権額	(百万円)	21,135 (16,066)	18,524 (10,534)	△2,611 (△5,532)
延滞債権額	(百万円)	19,628 (16,882)	39,585 (33,972)	19,957 (17,090)
3ヵ月以上延滞債権額	(百万円)	839 (839)	4,975 (4,975)	4,136 (4,136)
貸出条件緩和債権額	(百万円)	10,185 (10,185)	1,560 (1,560)	△8,625 (△8,625)
合計 (A)	(百万円)	51,790 (43,974)	64,645 (51,043)	12,855 (7,069)
貸出金残高 (未残)	(百万円)	1,274,970 (1,267,154)	1,300,691 (1,287,089)	25,721 (19,935)
貸出金残高比	(%)	4.06 (3.47)	4.97 (3.96)	0.91 (0.49)
保全額 (B)	(百万円)	42,251 (34,435)	59,346 (45,744)	17,095 (11,309)
保全率 (B/A×100)	(%)	81.58 (78.30)	91.80 (89.61)	10.22 (11.31)

(注) 1. 保全額は、担保・保証等及び貸倒引当金の合計であります。

2. 開示区分の定義は「第5 経理の状況 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結貸借対照表関係)」に記載しております。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権の状況

金融再生法の開示基準に基づく債権及び保全状況の推移は以下の通りであります。

なお、下段のかっこ書きは、部分直接償却を行った場合の額であります。

単体

		前中間会計期間末	当中間会計期間末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(百万円)	28,025 (20,209)	31,630 (18,028)	3,605 (△2,181)
危険債権	(百万円)	13,121 (13,121)	27,354 (27,354)	14,233 (14,233)
要管理債権	(百万円)	11,025 (11,025)	6,535 (6,535)	△4,490 (△4,490)
小計 (A)	(百万円)	52,172 (44,356)	65,519 (51,917)	13,347 (7,561)
正常債権	(百万円)	1,227,365 (1,227,365)	1,240,069 (1,240,069)	12,704 (12,704)
合計 (B)	(百万円)	1,279,537 (1,271,721)	1,305,589 (1,291,987)	26,052 (20,266)
総与信残高比 (A/B×100)	(%)	4.07 (3.48)	5.01 (4.01)	0.94 (0.53)
保全額 (C)	(百万円)	42,618 (34,802)	60,201 (46,599)	17,583 (11,797)
保全率 (C/A×100)	(%)	81.68 (78.46)	91.88 (89.75)	10.20 (11.29)

(注) 1. 保全額は、担保・保証等及び貸倒引当金の合計であります。

2. なお、開示区分の定義は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (資産の査定)」に記載しております。

③ 貸倒引当金の状況

当行単体の貸倒引当金の状況は以下のとおりです。

なお、下段のかっこ書きは、部分直接償却を行った場合の額であります。

		前中間会計期間末	当中間会計期間末	増減
一般貸倒引当金	(百万円)	6,611 (6,611)	6,370 (6,370)	△241 (△241)
個別貸倒引当金	(百万円)	14,245 (6,429)	20,642 (7,040)	6,397 (611)
貸倒引当金合計	(百万円)	20,856 (13,040)	27,012 (13,410)	6,156 (370)
貸出金残高	(百万円)	1,274,970 (1,267,154)	1,300,691 (1,287,089)	25,721 (19,935)
貸出金残高に対する貸倒引当金の割合	(%)	1.63 (1.02)	2.07 (1.04)	0.44 (0.02)

(5) 純資産の部

株主資本合計は、配当金の支出42億円と中間純利益1億円によって41億円減少いたしました。一方、その他有価証券評価差額金が25億円増加したことと、繰延ヘッジ損益が4億円増加したことから、評価・換算差額等合計は29億円増加いたしました。この結果、当中間連結会計期間末における純資産の部は、前連結会計年度末から12億円減少して1,008億円となりました。

(6) 連結自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、利益剰余金が減少したこと等により、前中間連結会計期間末比111億円減少して1,153億円となりました。

信用リスク・アセットにつきましては、中間連結貸借対照表における総資産は1,795億円増加したものの、リスク・ウェイトの高い資産から、リスク・ウェイトの低い資産（住宅ローン債権等）への残高シフトがありました。このため、当中間連結会計期間末の信用リスク・アセットは、前中間連結会計期間末比で659億円減少して1兆1,911億円となりました。また、オペレーショナル・リスクに係る額は、前中間連結会計期間末比15億円減少して1,027億円となりました。これにより、当中間連結会計期間末のリスク・アセット等は、前中間連結会計期間末比675億円減少して1兆2,938億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率は前中間連結会計期間末から0.38%低下して8.91%となっております。

4 キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	比較
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
営業活動によるキャッシュ・フロー	708	1,813	1,105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644	△1,863	△1,219
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57	△9	48

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により1,813億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により1,863億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入および配当金の支払により9億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比59億円減少し、560億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

新設

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	床面積 (㎡)	完了年月
当行	—	広島支店	広島県広島市	店舗	789.73	平成21年5月
	—	神戸支店	兵庫県神戸市	店舗	733.10	平成21年6月

売却

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	売却時期
					面積 (㎡)	帳簿価格 (百万円)				
当行	—	旧大島支店	東京都大島町	旧店舗	426.17	9	—	0	9	平成21年6月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,800,000
計	2,800,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	700,000	700,000	—	当行は単元株式制度は採用しておりません。
計	700,000	700,000	—	—

(注) 当行株式は、平成20年7月27日付で上場廃止となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成17年6月24日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	869	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,345	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440,843	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440,843 資本組入額 220,422	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当ありません	同左

	中間会計期間末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、</p>	同左

	中間会計期間末現在 (平成21年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年11月30日)
	<p>以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>② 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤ 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>	

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	—	700,000	—	21,000,000	—	19,000,000

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	293,771	41.96
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	174,268	24.89
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	151,961	21.70
ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー (常任代理人 トラストィーズ・アドバイザー株式会社)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー28F)	80,000	11.42
計	—	700,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 700,000	700,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	700,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

① 新任取締役

該当事項はありません。

② 退任取締役

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

該当事項はありません。

② 退任執行役

該当事項はありません。

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏 名	異動年月日
執行役 コーポレートファイナンスビジネス兼ビジネス開発&ストラテジックプランニング	執行役 ビジネス開発&ストラテジックプランニング	山口 公明	平成21年8月1日
執行役 リテールアライアンス	執行役 アライアンス&SMEビジネス	デイビッド・ストック	平成21年8月1日

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	65,769	59,509	69,750
コールローン	124,244	77,324	66,147
買入金銭債権	37,377	29,766	33,044
金銭の信託	3,549	3,246	1
有価証券	※7 315,085	※7 505,853	※7 323,879
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,285,895	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,312,250	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,244,449
外国為替	599	571	372
その他資産	※7 16,399	※7 21,370	※7 24,865
有形固定資産	※9 5,642	※9 8,074	※9 5,498
無形固定資産	3,700	3,497	3,650
繰延税金資産	17,228	13,942	15,566
支払承諾見返	1,584	28,305	30,195
貸倒引当金	△31,658	△38,788	△35,482
資産の部合計	1,845,420	2,024,923	1,781,939
負債の部			
預金	※7 1,638,348	※7 1,805,162	※7 1,564,294
譲渡性預金	2,200	—	—
外国為替	1	9	1
社債	※10 55,500	※10 55,200	※10 52,500
その他負債	43,090	34,621	30,779
賞与引当金	563	209	1,119
役員賞与引当金	198	—	396
役員退職慰労引当金	8	41	25
睡眠預金払戻損失引当金	454	485	526
利息返還損失引当金	17	22	22
支払承諾	1,584	28,305	30,195
負債の部合計	1,741,968	1,924,058	1,679,859
純資産の部			
資本金	21,000	21,000	21,000
資本剰余金	19,000	19,000	19,000
利益剰余金	67,878	60,257	64,444
株主資本合計	107,878	100,257	104,444
その他有価証券評価差額金	△3,866	△1,015	△3,583
繰延ヘッジ損益	△559	1,623	1,218
評価・換算差額等合計	△4,426	608	△2,365
純資産の部合計	103,452	100,865	102,079
負債及び純資産の部合計	1,845,420	2,024,923	1,781,939

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	37,337	32,439	74,334
資金運用収益	26,600	24,231	51,268
(うち貸出金利息)	20,564	20,262	41,047
(うち有価証券利息配当金)	4,311	3,044	7,686
役務取引等収益	7,069	5,752	13,226
その他業務収益	※1 628	※1 914	※1 4,452
その他経常収益	※2 3,038	※2 1,540	※2 5,386
経常費用	32,122	32,483	64,199
資金調達費用	6,802	6,312	13,004
(うち預金利息)	6,309	5,871	12,035
役務取引等費用	2,821	2,716	5,518
その他業務費用	※3 123	※3 3,175	57
営業経費	15,568	14,921	30,760
その他経常費用	※4 6,806	※4 5,356	※4 14,857
経常利益又は経常損失(△)	5,214	△44	10,134
特別利益	296	199	446
償却債権取立益	296	199	446
特別損失	6,725	54	9,839
固定資産処分損	4	33	42
その他の特別損失	※5 6,721	20	※5 9,796
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,214	101	741
法人税、住民税及び事業税	504	420	1,096
法人税等調整額	△948	△415	△700
法人税等合計	△443	4	396
中間純利益又は中間純損失(△)	△770	96	345

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000
資本剰余金			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
利益剰余金			
前期末残高	74,389	64,444	74,389
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純利益又は中間純損失(△)	△770	96	345
当中間期変動額合計	△6,510	△4,187	△9,944
当中間期末残高	67,878	60,257	64,444
株主資本合計			
前期末残高	114,389	104,444	114,389
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純利益又は中間純損失(△)	△770	96	345
当中間期変動額合計	△6,510	△4,187	△9,944
当中間期末残高	107,878	100,257	104,444
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△4,759	△3,583	△4,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	892	2,567	1,176
当中間期変動額合計	892	2,567	1,176
当中間期末残高	△3,866	△1,015	△3,583
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	699	1,218	699
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,258	405	519
当中間期変動額合計	△1,258	405	519
当中間期末残高	△559	1,623	1,218
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△4,060	△2,365	△4,060
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△365	2,973	1,695
当中間期変動額合計	△365	2,973	1,695
当中間期末残高	△4,426	608	△2,365
純資産合計			
前期末残高	110,328	102,079	110,328
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純利益又は中間純損失(△)	△770	96	345
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△365	2,973	1,695
当中間期変動額合計	△6,876	△1,213	△8,249
当中間期末残高	103,452	100,865	102,079

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△1,214	101	741
減価償却費	915	821	1,825
貸倒引当金の増減 (△)	2,387	3,685	5,787
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△914	△909	△359
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△168	△396	29
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△19	16	△2
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	—	—	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△58	△41	13
資金運用収益	△26,600	△24,231	△51,268
資金調達費用	6,802	6,312	13,004
有価証券関係損益 (△)	6,862	3,082	9,140
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△66	0	△614
固定資産処分損益 (△は益)	4	33	42
貸出金の純増 (△) 減	△16,987	△69,452	25,669
預金の純増減 (△)	△17,611	240,867	△91,665
譲渡性預金の純増減 (△)	2,200	—	—
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	9,300	4,376	8,221
コールローン等の純増 (△) 減	76,135	△7,898	138,565
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△179	△199	47
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△9	7	△9
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	△700	—
資金運用による収入	25,440	23,880	48,979
資金調達による支出	△3,620	△3,157	△9,508
その他	14,425	5,646	△635
小計	77,023	181,847	98,008
法人税等の支払額	△6,130	△460	△6,795
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,892	181,386	91,213
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△158,369	△457,954	△565,755
有価証券の売却による収入	1,703	43,956	68,786
有価証券の償還による収入	92,597	232,168	419,661
金銭の信託の増加による支出	△44	△3,245	△60
金銭の信託の減少による収入	149	—	4,262
有形固定資産の取得による支出	△103	△943	△356
有形固定資産の売却による収入	—	17	—
無形固定資産の取得による支出	△335	△367	△876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△64,403	△186,369	△74,337
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	—	3,400	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△3,000
配当金の支払額	△5,742	△4,329	△10,226
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,742	△929	△13,226
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	746	△5,911	3,648
現金及び現金同等物の期首残高	58,272	61,921	58,272
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 59,019	※1 56,009	※1 61,921

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 2社 会社名 ㈱TSBキャピタル TSB債権管理回収㈱ (2) 非連結子会社 該当事項はありません。	(1) 連結子会社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 2社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略し ました。 (2) 非連結子会社 同左
2. 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次の とおりであります。 9月末日 2社	同左	(1) 連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 2社
3. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は移動平均法によ り算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるもの については、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法(売却 原価は移動平均法により算 定)、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又 は償却原価法(定額法)により 行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。 (追加情報) 従来、「有価証券」に含まれ る変動利付国債は市場価格に基 づく価額により評価を行って おりましたが、実務対応報告第25 号「金融資産の時価の算定に 関する実務上の取扱い」(平成20 年10月28日 企業会計基準委員 会)の公表を受けて、昨今の市 場環境を踏まえた検討の結果、 当中間連結会計期間末において 市場価格を時価とみなせない状 態にあると考えられるため、合 理的に算定された価額による評 価を行っております。 この結果、市場価格に基づく 価額による評価と比較して、 「有価証券」が863百万円増加、 「繰延税金資産」が351百万円減 少、「その他有価証券評価差額 金」が512百万円増加して おります。 (3) 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 金銭の信託において信託財産 を構成している信託財産の評価 は、当行が当該信託財産を保有 する場合と同じ方法により行っ ております。	————— (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるもの については、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法(売却 原価は移動平均法により算 定)、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又 は償却原価法(定額法)により 行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は移動平均法によ り算定)により行っておりま す。 (2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるもの については、連結決算日の市場 価格等に基づく時価法(売却原 価は移動平均法により算定)、時 価のないものについては、移動 平均法による原価法又は償却原 価法(定額法)により行っており ます。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入 法により処理しております。
		(3) 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 同左	(3) 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 同左	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。 当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 同左	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権から直接減額していましたが、平成18年連結会計年度末において直接減額していた債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は2,249百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権から直接減額していましたが、平成18年連結会計年度末において直接減額していた債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は1,562百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>平成18年連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、前連結会計年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p> <p>なお、平成18年連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当連結会計年度末において債権額から直接減額した金額は1,823百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末における要支給見込額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度の下期より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は31百万円、税金等調整前中間純利益は472百万円多く計上されております。</p>	<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p>	<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当行並びに国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。</p>	(15) 重要なヘッジ会計の方法 同左	(15) 重要なヘッジ会計の方針 同左
	<p>(16) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	(16) 消費税等の会計処理 同左	(16) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。
4. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる中間連結財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(連結の範囲に関する適用指針)</p> <p>「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p> <p>これによる中間連結財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる連結財務諸表への影響はありません。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が461百万円増加、「繰延税金資産」が187百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が273百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、複数の証券会社から入手した理論価格を比較検討し、理論価格から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。</p> <p>第三者による理論価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払いおよび償還時のキャッシュフローの現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロフロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>資産担保証券については、従来、ブローカーまたは情報ベンダーから入手する評価額をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、一部の銘柄について、売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きく、また実際の売買事例を確認できないため、ブローカーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積もりによる合理的に算定された価額をもって時価としております。この結果、ブローカーから入手する価額による評価と比較して、「有価証券」が1,243百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が132百万円減少するとともに、「その他の特別損失」が1,466百万円減少し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。</p> <p>対象となる、一部の資産担保証券の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、当行から独立した第三者より入手した理論価格を使用し、そのモデル・価格決定変数を当行にて検証した上で時価としております。第三者による理論価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法に基づくツリーモデルを利用しており、デフォルト率・回収率・相関係数・割引率等が主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,512百万円、延滞債権額は25,572百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は839百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,185百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,109百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,563百万円、延滞債権額は48,257百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,975百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,357百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、849百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,964百万円、延滞債権額は38,747百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,689百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,090百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,492百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、860百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																		
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、55百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,122百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>19,009百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>844百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等30,091百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,508百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,848百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が56,756百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,624百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	19,009百万円	担保資産に対応する債務		預金	844百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、48百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、780百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,374百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>605百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等50,869百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,846百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、86,677百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が33,722百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">5,066百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債15,900百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,374百万円	担保資産に対応する債務		預金	605百万円	<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、51百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、955百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,209百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,096百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等49,975百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,594百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、117,120百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が48,678百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">4,783百万円</p> <p>※10. 社債には、劣後特約付社債12,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,209百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,096百万円
有価証券	19,009百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	844百万円																			
有価証券	24,374百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	605百万円																			
有価証券	24,209百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	6,096百万円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1. その他業務収益には、金融派生商品収益516百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、買取債権回収益739百万円及び還付加算金等1,825百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、外国為替売買損121百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,342百万円及び貸出金償却1,089百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他の特別損失には、有価証券評価損6,719百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、融資業務関連収益367百万円及び外国為替売買益350百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、買取債権回収益741百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、国債等債券償却3,097百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,575百万円及び貸出金償却1,625百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他業務収益には、貸出債権売却益2,256百万円、国債等債券売却益921百万円及び金融派生商品収益789百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、還付加算金等1,862百万円、買取債権回収益1,813百万円及び金銭の信託運用益614百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4. その他の経常費用には、貸出金償却2,717百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他の特別損失には、有価証券評価損9,793百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
全部取得条項付株式	700	—	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	700	—	700	(注) 1, 2, 4
合計	700	700	700	700	
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
合計	—	700	700	—	

- (注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」)、新たな普通株式を設けました(表中の「普通株式」)。
 2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式0.00005株(計35株)を発行しております。
 3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
 4. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期末 残高 (百万円)	摘 要
			前連結会 計年度末	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当 行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			—	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。
連 結 子会社	—		—			—	
合 計			—			—	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年9月19日 取締役会	普通株式	5,740	8,200	—	平成20年9月25日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	700	—	—	700	(注)
合計	700	—	—	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注)
合計	—	—	—	—	

(注) 平成21年3月31日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘 要
			前連結会 計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当 行	ストック・オプシ ョンとしての新株 予約権		—		—	旧商法第280条ノ20 及び第280条ノ21に 基づき発行したもの であります。	
連 結 子会社	—		—		—		
合 計			—		—		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成21年7月27日 取締役会	普通株式	4,284	6,120	—	平成21年7月28日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	—	700	—	700	(注) 1、2、 4
（全部取得条項付 株式）	(700)	(—)	(700)	(—)	(注) 1、2、 3、5
合計	(700)	700	(700)	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
（全部取得条項付 株式）	(—)	(700)	(700)	(—)	(注) 1、3、 5、6
合計	—	(700)	(700)	—	

- (注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに（表中の「全部取得条項付株式」）、新たな普通株式を設けました（表中の「普通株式」）。
2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式0.00005株（計35株）を発行しております。
3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
4. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により、平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。
5. 平成21年3月31日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっていることから、全部取得条項付株式についての数字は括弧を付しております。
6. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21に基づき発行したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年9月19日 取締役会	普通株式	5,740	8,200	—	平成20年9月25日
平成21年1月23日 取締役会	普通株式	4,550	6,500	—	平成21年1月23日

(注) 基準日は設定していません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 65,769 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 △6,749 現金及び現金同等物 <u>59,019</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 59,509 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 △3,499 現金及び現金同等物 <u>56,009</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 69,750 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 △7,828 現金及び現金同等物 <u>61,921</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	29百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	12百万円	1年内	7百万円	1年超	5百万円	合計	12百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	1年内	2百万円	1年超	0百万円	合計	2百万円	<p>1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	33百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	28百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	5百万円	1年内	4百万円	1年超	0百万円	合計	5百万円	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	3百万円	1年内	2百万円	1年超	6百万円	合計	8百万円	<p>1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	33百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	8百万円	1年内	6百万円	1年超	1百万円	合計	8百万円	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	8百万円	1年内	2百万円	1年超	7百万円	合計	10百万円
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	42百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	29百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	12百万円																																																																																					
1年内	7百万円																																																																																					
1年超	5百万円																																																																																					
合計	12百万円																																																																																					
支払リース料	4百万円																																																																																					
減価償却費相当額	4百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	0百万円																																																																																					
合計	2百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	33百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	28百万円																																																																																					
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	5百万円																																																																																					
1年内	4百万円																																																																																					
1年超	0百万円																																																																																					
合計	5百万円																																																																																					
支払リース料	3百万円																																																																																					
減価償却費相当額	3百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	6百万円																																																																																					
合計	8百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	42百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	33百万円																																																																																					
年度末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	8百万円																																																																																					
1年内	6百万円																																																																																					
1年超	1百万円																																																																																					
合計	8百万円																																																																																					
支払リース料	8百万円																																																																																					
減価償却費相当額	8百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	7百万円																																																																																					
合計	10百万円																																																																																					

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

該当事項なし

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	64	64	—
債券	164,846	164,419	△427
国債	150,239	150,289	49
地方債	602	602	0
社債	14,004	13,527	△477
その他	78,534	72,441	△6,092
合計	243,444	236,924	△6,519

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、その時価が取得価額の50%を下回り、著しく下落している銘柄につき、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。当中間連結会計期間における減損処理額は3,363百万円 (うち、株式165百万円、その他3,198百万円) であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債 (事業債)	77,026
その他の証券	622
買入金銭債権中の信託受益権	12,287

II 当中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年9月30日現在)

該当事項なし

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	23	58	35
債券	375,239	374,978	△260
国債	363,541	363,915	374
地方債	602	609	6
社債	11,095	10,454	△641
その他	59,485	57,997	△1,487
合計	434,747	433,034	△1,712

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の一部については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格としております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,382百万円（うち、その他2,382百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債について、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられたことから、前中間連結会計期間末以降、合理的に算定された価額をもって（中間）連結貸借対照表価額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせる状況に復したと考えられることから、当中間連結会計期間末は、市場価格に基づく価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	809
非上場社債（事業債）	71,983
その他の証券	26
買入金銭債権中の信託受益権	11,799

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—	—

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	23	23	—	—	—
債券	175,485	174,333	△1,151	31	1,182
国債	160,762	160,766	3	8	5
地方債	602	606	4	4	—
社債	14,119	12,961	△1,158	18	1,177
その他	69,687	64,796	△4,890	280	5,171
合計	245,195	239,153	△6,041	312	6,354

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、5,329百万円（うち、株式203百万円、その他5,126百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	68,786	921	57

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	809
社債（事業債）	83,496
その他の証券	419
買入金銭債権中の信託受益権	11,975

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	134,375	84,009	34,555	4,889
国債	100,601	30,585	24,689	4,889
地方債	—	606	—	—
社債	33,773	52,818	9,865	—
その他	9,907	17,683	14,267	3,171
合計	144,282	101,692	48,822	8,060

（金銭の信託関係）

I. 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在） 該当事項なし
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在） 該当事項なし

II. 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在） 該当事項なし
2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託（平成21年9月30日現在） 該当事項なし

III. 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在） 該当事項なし
3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託（平成21年3月31日現在） 該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成20年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△6,519
その他有価証券	△6,519
(+) 繰延税金資産	2,653
その他有価証券評価差額金	△3,866

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成21年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△1,712
その他有価証券	△1,712
(+) 繰延税金資産	696
その他有価証券評価差額金	△1,015

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成21年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△6,041
その他有価証券	△6,041
(+) 繰延税金資産	2,458
その他有価証券評価差額金	△3,583

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	796,937	△1,055	△1,055
	金利オプション	46,040	—	44
	その他	—	—	—
	合計	—	△1,055	△1,010

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	17,016	234	234
	通貨オプション	12,518	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	234	234

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	—	—	—
	商品スワップ	—	—	—
店頭	商品先渡	—	—	—
	商品オプション	6,065	—	—
	バスケットオプション	6,065	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	トータル・リターン・スワップ	20,763	20	—
	合計	—	20	—

(注) 上記取引については、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておらず中間連結貸借対照表に計上した、オプションプレミアムの償却原価を時価欄に記載しております。

(7) その他 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	785	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	530,972	△787	△787
	金利オプション	43,862	—	35
	その他	—	—	—
	合計	—	△787	△751

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	26,356	59	59
	通貨オプション	42,662	—	327
	その他	—	—	—
	合計	—	59	387

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引 所	商品先物	—	—	—
	商品スワップ	—	—	—
店頭	商品先渡	—	—	—
	商品オプション	7,857	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	その他	20,309	14	—
	合計	—	14	—

(注) 上記取引については、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておらず中間連結貸借対照表に計上した、オプションプレミアムの償却原価を時価欄に記載しております。

(7) その他（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	674	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、金利関連で金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨関連で為替予約取引、通貨オプション、その他バスケット・オプション取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、仕組み預金など顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

なお、金融資産及び負債から生じる金利リスクを管理するため、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。当ヘッジ会計の方法は、主として業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジの手段は金利スワップ取引、ヘッジの対象は定期預金の一部と貸出金の一部であります。

ヘッジ方針は、取締役会の定める「ヘッジ運営基本ポリシー」に従い、ヘッジ対象となる資産・負債等の状況を十分に考慮し決定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金または貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を個別に、あるいは一定の（残存）期間毎にグルーピングを行い特定し、ヘッジ対象とヘッジ取引の金利変動幅等を比較することにより判断しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなるにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

当行は、取締役会の定めた「市場性リスク管理の基本ポリシー」及び「クレジットポリシー」に従い、デリバティブ取引を含む市場性取引全般を管理しております。

デリバティブ取引の執行は、ファイナンスグループの内部規定等の定められた執行手続に従って行っております。

取引状況のモニタリングは、市場リスクについては、統合リスクマネジメントチームが日次で行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。また、信用リスクについては、「デリバティブ取引等与信管理規程」に従って、コーポレートクレジットリスクマネジメントグループが月次で（個別取引先の信用状態が急に変化した場合は随時）行い、必要に応じてクレジット・リスク・コミッティー等経営陣へ報告を行う体制を取っています。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	699,532	699,532	△1,099	△1,099
	受取固定・支払変動	347,535	347,535	3,220	3,220
	受取変動・支払固定	347,902	347,902	△4,320	△4,320
	受取変動・支払変動	4,094	4,094	0	0
	金利オプション	62,742	62,742	—	50
	売建	31,371	31,371	△19	212
	買建	31,371	31,371	19	△161
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1,099	△1,048

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	19,984	—	314	314
	売建	1,113	—	7	7
	買建	18,871	—	306	306
	通貨オプション	32,522	32,522	—	165
	売建	16,261	16,261	△746	△102
	買建	16,261	16,261	746	268
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	314	480

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション	5,611	5,611	—	—
	売建	2,805	2,805	△259	253
	買建	2,805	2,805	259	△253
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	その他	20,771	20,771	17	—
	売建	20,771	20,771	17	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	17	—

(注) 上記取引については、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておらず連結貸借対照表に計上した、オプションプレミアムの償却原価を時価欄に記載しております。

(7) その他 (平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	737	737	—	—
	売建	368	368	△17	77
	買建	368	368	17	△77
	合計	—	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

記載すべき事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

記載すべき事項はありません。

III 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

1. スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行の執行役：4 当行の使用人：69 当行子会社の取締役：1
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 7,000株
付与日	平成17年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日 (平成19年6月30日) まで継続して当行または当行子会社もしくは関連会社の役員 (監査役を含む。) または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成17年12月12日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日 ただし、付与対象者が平成22年6月30日より以前に、当行または当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの地位をも喪失した場合 (死亡による場合を除く) に、その地位の喪失時に権利行使期間は終了する。

(注) 株式数に換算して記載している。

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	5,050
権利確定	—
権利行使	—
失効	680
未行使残	4,370

(2) 単価情報

	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440,843
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務（海外）経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務（海外）経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	147,788.68	144,093.72	145,827.82
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間純損失金 額(△)	円	△1,101.37	138.20	493.60
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	潜在株式は存在するもの の、1株当たり中間純 損失であるため記載して おりません。	潜在株式を調整した計 算により1株当たり中間 純利益金額は減少しない ので、記載しておりませ ん。	潜在株式を調整した計 算により1株当たり当期 純利益金額は減少しない ので、記載しておりませ ん。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額(△)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は中間純損失金額(△)				
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)	百万円	△770	96	345
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益又は中 間純損失(△)	百万円	△770	96	345
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株	700	700	700
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利 益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要		第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び 同280条ノ21の規定に基 づくストック・オプション としての新株予約権であ ります。 ・新株予約権の数 875個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び 同280条ノ21の規定に基 づくストック・オプション としての新株予約権であ ります。 ・新株予約権の数 869個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び 同280条ノ21の規定に基 づくストック・オプション としての新株予約権であ ります。 ・新株予約権の数 874個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 1,926,483,910円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 社債の発行

当行は平成21年5月28日付代表執行役頭取決定により、平成21年6月5日から平成21年9月30日までを発行時期とする、劣後特約付無担保社債の発行を決定いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 発行形式 有価証券届出書を使用した国内公募社債
- (2) 発行総額 100億円以内
- (3) 発行価額 社債額面金額の100%
(社債額面金額1億円)
- (4) 発行価格 社債額面金額の100%
- (5) 償還期限 5年超8年以内
- (6) 利率 金利スワップにより換算した金利が、円LIBOR+5.0%以下となる固定金利とする
- (7) 資金使途 一般運転資金

2. 債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生

当行の取引先であるKURA SHIPPING LTD.他2社(以下、KURA SHIPPING等)の親会社であるEASTWIND MARITIME Inc.が、平成21年6月24日(現地時間)に、米国連邦破産法第7章の適用申請を行ったことに伴い、KURA SHIPPING等向けの債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

(1) 当該取引先の概要

① 名称	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
② 所在地	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island	80 Broad Street Monrovia Liberia	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island
③ 代表者の氏名	John D. Kousi	同左	同左
④ 出資等の額	US\$500	なし	なし
⑤ 事業の内容	EASTWIND MARITIME Inc.の船舶保有子会社	同左	同左

(2) 当該取引先に対する債権の種類及び金額

取引先名	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
貸出金等	US\$23,149,556 (円換算額 2,226百万円)	US\$26,158,848 (円換算額 2,516百万円)	US\$5,530,994 (円換算額 532百万円)

※換算レート 6月25日現在 96.20円/US\$

なお、EASTWIND MARITIME Inc.は、KURA SHIPPING等の全てに対する当行の貸出金に対して、債務保証を行っております。

(3) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分につきましては、翌連結会計年度において必要な貸倒引当金を計上する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	65,684	59,393	69,674
コールローン	124,244	77,324	66,147
買入金銭債権	37,377	29,766	33,044
金銭の信託	3,549	3,246	1
有価証券	※1, ※8 320,027	※1, ※8 510,511	※1, ※8 328,529
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,274,970	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,300,691	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,232,431
外国為替	599	571	372
その他資産	※8 15,865	※8 21,149	※8 24,563
有形固定資産	※10 5,593	※10 6,048	※10 5,454
無形固定資産	3,572	3,374	3,546
繰延税金資産	15,194	11,776	13,276
支払承諾見返	1,786	1,569	1,713
貸倒引当金	△20,856	△27,012	△23,148
資産の部合計	1,847,610	1,998,411	1,755,607
負債の部			
預金	※8 1,643,871	※8 1,811,173	※8 1,570,181
譲渡性預金	2,200	—	—
外国為替	1	9	1
社債	※11 55,500	※11 55,200	※11 52,500
その他負債	42,775	34,422	30,488
未払法人税等	87	91	49
その他の負債	42,688	34,331	30,439
賞与引当金	551	200	1,100
役員賞与引当金	198	—	396
役員退職慰労引当金	8	41	25
睡眠預金払戻損失引当金	454	485	526
支払承諾	1,786	1,569	1,713
負債の部合計	1,747,347	1,903,102	1,656,933
純資産の部			
資本金	21,000	21,000	21,000
資本剰余金	19,000	19,000	19,000
資本準備金	19,000	19,000	19,000
利益剰余金	64,690	54,700	61,039
利益準備金	2,000	2,000	2,000
その他利益剰余金	62,690	52,700	59,039
繰越利益剰余金	62,690	52,700	59,039
株主資本合計	104,690	94,700	101,039
その他有価証券評価差額金	△3,867	△1,015	△3,583
繰延ヘッジ損益	△559	1,623	1,218
評価・換算差額等合計	△4,426	608	△2,365
純資産の部合計	100,263	95,309	98,674
負債及び純資産の部合計	1,847,610	1,998,411	1,755,607

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	37,012	32,175	73,734
資金運用収益	26,315	24,037	50,736
(うち貸出金利息)	20,279	20,073	40,515
(うち有価証券利息配当金)	4,311	3,039	7,686
役務取引等収益	7,020	5,741	13,142
その他業務収益	※1 627	※1 908	※1 4,450
その他経常収益	※2 3,048	※2 1,488	※2 5,404
経常費用	33,728	34,649	65,899
資金調達費用	6,803	6,313	13,006
(うち預金利息)	6,310	5,871	12,036
役務取引等費用	6,311	6,106	12,471
その他業務費用	※3 123	※3 3,175	57
営業経費	※4 15,244	※4 14,623	30,050
その他経常費用	※5 5,246	※5 4,430	10,314
経常利益又は経常損失(△)	3,283	△2,473	7,834
特別利益	※6 117	0	132
特別損失	※7 6,725	53	※7 9,838
税引前中間純損失(△)	△3,324	△2,527	△1,872
法人税、住民税及び事業税	16	17	41
過年度法人税等	△87	49	△62
法人税等調整額	△1,243	△539	△739
法人税等合計	△1,314	△472	△761
中間純損失(△)	△2,009	△2,054	△1,110

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
資本剰余金合計			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	2,000	2,000	2,000
当中間期末残高	2,000	2,000	2,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	70,440	59,039	70,440
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純損失(△)	△2,009	△2,054	△1,110
当中間期変動額合計	△7,749	△6,338	△11,400
当中間期末残高	62,690	52,700	59,039
利益剰余金合計			
前期末残高	72,440	61,039	72,440
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純損失(△)	△2,009	△2,054	△1,110
当中間期変動額合計	△7,749	△6,338	△11,400
当中間期末残高	64,690	54,700	61,039
株主資本合計			
前期末残高	112,440	101,039	112,440
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純損失(△)	△2,009	△2,054	△1,110
当中間期変動額合計	△7,749	△6,338	△11,400
当中間期末残高	104,690	94,700	101,039

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△4,760	△3,583	△4,760
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	893	2,567	1,177
当中間期変動額合計	893	2,567	1,177
当中間期末残高	△3,867	△1,015	△3,583
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	699	1,218	699
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,258	405	519
当中間期変動額合計	△1,258	405	519
当中間期末残高	△559	1,623	1,218
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△4,061	△2,365	△4,061
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△365	2,973	1,696
当中間期変動額合計	△365	2,973	1,696
当中間期末残高	△4,426	608	△2,365
純資産合計			
前期末残高	108,378	98,674	108,378
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,740	△4,284	△10,290
中間純損失（△）	△2,009	△2,054	△1,110
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△365	2,973	1,696
当中間期変動額合計	△8,115	△3,365	△9,704
当中間期末残高	100,263	95,309	98,674

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	—	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が863百万円増加、「繰延税金資産」が351百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が512百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。	同左	同左
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 8年~50年 その他 : 2年~20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 8年~50年 その他 : 2年~20年</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、第6期(平成18年度)まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権から直接減額していましたが、第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は445百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、第6期(平成18年度)まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権から直接減額していましたが、第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は276百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、第6期(平成18年度)まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、前事業年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。第6期末において直接減額していた債権</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
			のうち、当事業年度末において債権額から直接減額した金額は295百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末における要支給見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の当事業年度末における要支給見込額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。 (追加情報) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前事業年度の下期より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。 なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は31百万円、税引前中間純利益は472百万円多く計上されております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。</p>	同左	同左
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
11. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	<p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	同左	<p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる財務諸表への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	<p>—————</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法)</p> <p>「有価証券」に含まれる変動利付国債について、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられたことから、前中間会計期間末以降、合理的に算定された価額をもって(中間)貸借対照表価額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせる状況に復したと考えられることから、当中間会計期間末は、市場価格に基づく価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられるため、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が461百万円増加、「繰延税金資産」が187百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が273百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、複数の証券会社から入手した理論価格を比較検討し、理論価格から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。</p> <p>第三者による理論価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払いおよび償還時のキャッシュフローの現在価値(コンバクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロフロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>資産担保証券については、従来、ブローカーまたは情報ベンダーから入手する評価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、一部の銘柄について、売り手と買い手の希望する価格差が著しく大きく、また実際の売買事例を確認できないため、ブローカーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積もりによる合理的に算定された価額をもって時価としております。</p> <p>この結果、ブローカーから入手する価額による評価と比較して、「有価証券」が1,243百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が132百万円減少するとともに、「その他の特別損失」が1,466百万円減少し、税引前当期純損失が同額減少しております。</p> <p>対象となる、一部の資産担保証券の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積もりが困難なため、当行から独立した第三者より入手した理論価格を使用し、そのモデル・価格決定変数を当行にて検証した上で時価としております。第三者による理論価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法に基づくツリーモデルを利用しており、デフォルト率・回収率・相関係数・割引率等が主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成21年 3 月 31 日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,135百万円、延滞債権額は19,628百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は839百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,185百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,790百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010 百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,524百万円、延滞債権額は39,585百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,975百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,560百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,645百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、849 百万円あります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,299百万円、延滞債権額は31,813百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6,689百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,090百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,894百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、860百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、55百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,294百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 19,009百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 844百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等30,091百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,471百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,855百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が57,764百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,499百万円</p> <p>※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、48百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、932百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 24,374百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 605百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等50,869百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,810百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、94,429百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が41,474百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,923百万円</p> <p>※11. 社債には、劣後特約付社債15,900百万円が含まれております。</p>	<p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、51百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,071百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 24,209百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 6,096百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 49,975百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,558百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、125,028百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が56,585百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,650百万円</p> <p>※11. 社債には、劣後特約付社債12,500百万円が含まれております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)								
<p>※1. その他業務収益には、金融派生商品収益516百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、買取債権回収益739百万円及び還付加算金等1,825百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、外国為替売買損121百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="209 555 563 618"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>333百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>482百万円</td> </tr> </table> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,958百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益は、償却債権取立益117百万円であります。</p> <p>※7. 特別損失には有価証券評価損6,719百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	333百万円	無形固定資産	482百万円	<p>※1. その他業務収益には、融資業務関連収入367百万円及び外国為替売買益350百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、買取債権回収益741百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、国債等債券償却3,097百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="647 555 1002 618"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>292百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>493百万円</td> </tr> </table> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,154百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	有形固定資産	292百万円	無形固定資産	493百万円	<p>※1. その他の業務収益には、貸付債権売却益2,256百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他の経常収益には、還付加算金等1,862百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>※7. その他の特別損失には、有価証券評価損9,793百万円を含んでおります。</p>
有形固定資産	333百万円									
無形固定資産	482百万円									
有形固定資産	292百万円									
無形固定資産	493百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業 年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
合計	—	700	700	—	

(注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」)、新たな普通株式を設けました(表中の「普通株式」)。

2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得しております。

3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業 年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注)
合計	—	—	—	—	

(注) 平成21年3月31日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっております。

III 前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
(全部取得条項付株式)	(—)	(700)	(700)	(—)	(注) 1、2、3、4
合計	—	(700)	(700)	—	

(注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」)、新たな普通株式を設けました(表中の「普通株式」)。

2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得しております。

3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。

4. 平成21年3月31日付定款変更により、当行は種類株式発行会社ではなくなり、発行可能株式は普通株式のみとなっていることから、全部取得条項付株式についての数字は括弧を付しております。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	29百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	12百万円	1年内	7百万円	1年超	5百万円	合計	12百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	1年内	2百万円	1年超	0百万円	合計	2百万円	<p>1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>33百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>5百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	33百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	28百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	5百万円	1年内	4百万円	1年超	0百万円	合計	5百万円	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	3百万円	1年内	2百万円	1年超	6百万円	合計	8百万円	<p>1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>33百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>8百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	33百万円	期末残高相当額		有形固定資産	8百万円	1年内	6百万円	1年超	1百万円	合計	8百万円	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	8百万円	1年内	2百万円	1年超	7百万円	合計	10百万円
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	42百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	29百万円																																																																																					
中間会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	12百万円																																																																																					
1年内	7百万円																																																																																					
1年超	5百万円																																																																																					
合計	12百万円																																																																																					
支払リース料	4百万円																																																																																					
減価償却費相当額	4百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	0百万円																																																																																					
合計	2百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	33百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	28百万円																																																																																					
中間会計期間末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	5百万円																																																																																					
1年内	4百万円																																																																																					
1年超	0百万円																																																																																					
合計	5百万円																																																																																					
支払リース料	3百万円																																																																																					
減価償却費相当額	3百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	6百万円																																																																																					
合計	8百万円																																																																																					
取得価額相当額																																																																																						
有形固定資産	42百万円																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																						
有形固定資産	33百万円																																																																																					
期末残高相当額																																																																																						
有形固定資産	8百万円																																																																																					
1年内	6百万円																																																																																					
1年超	1百万円																																																																																					
合計	8百万円																																																																																					
支払リース料	8百万円																																																																																					
減価償却費相当額	8百万円																																																																																					
1年内	2百万円																																																																																					
1年超	7百万円																																																																																					
合計	10百万円																																																																																					

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

Ⅲ 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 社債の発行

当行は平成21年5月28日付代表執行役頭取決定により、平成21年6月5日から平成21年9月30日までを発行時期とする、劣後特約付無担保社債の発行を決定いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 発行形式 有価証券届出書を使用した国内公募社債
- (2) 発行総額 100億円以内
- (3) 発行価額 社債額面金額の100%
(社債額面金額1億円)
- (4) 発行価格 社債額面金額の100%
- (5) 償還期限 5年超8年以内
- (6) 利率 金利スワップにより換算した金利が、円LIBOR+5.0%以下となる固定金利とする
- (7) 資金使途 一般運転資金

2. 債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生

当行の取引先であるKURA SHIPPING LTD.他2社(以下、KURA SHIPPING等)の親会社であるEASTWIND MARITIME Inc.が、平成21年6月24日(現地時間)に、米国連邦破産法第7章の適用申請を行ったことに伴い、KURA SHIPPING等向けの債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

(1) 当該取引先の概要

① 名称	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
② 所在地	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island	80 Broad Street Monrovia Liberia	Trust Company Complex Ajeltake Road Ajeltake Island 96960 Majuro Marshall Island
③ 代表者の氏名	John D. Kousi	同左	同左
④ 出資等の額	US\$500	なし	なし
⑤ 事業の内容	EASTWIND MARITIME Inc.の船舶保有子会社	同左	同左

(2) 当該取引先に対する債権の種類及び金額

取引先名	KURA SHIPPING LTD.	EWB LTD.	YAMASKA LLC.
貸出金等	US\$23,149,556 (円換算額 2,226百万円)	US\$26,158,848 (円換算額 2,516百万円)	US\$5,530,994 (円換算額 532百万円)

※換算レート 6月25日現在 96.20円/US\$

なお、EASTWIND MARITIME Inc.は、KURA SHIPPING等の全てに対する当行の貸出金に対して、債務保証を行っております。

(3) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等により保全されていない部分につきましては、翌事業年度において必要な貸倒引当金を計上する予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第8期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 平成21年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書であります。 平成21年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券届出書
金融商品取引法第5条第1項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第8条第1項の規定に基づく有価証券届出書であります。 平成21年6月26日関東財務局長に提出。
- (4) 訂正有価証券届出書
平成21年6月26日付をもって提出した有価証券届出書に係る訂正有価証券届出書であります。 平成21年8月10日関東財務局長に提出。
- (5) 訂正有価証券届出書
平成21年6月26日付をもって提出した有価証券届出書に係る訂正有価証券届出書であります。 平成21年8月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻村 和之
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻村 和之
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。